

品確法基本方針とは：品確法^{（※1）}に基づき、政府が作成（H17閣議決定、R元最終変更）

○公共工事の品質確保の促進の意義や施策に関する 基本的方針を規定

○国、特殊法人等、地方公共団体は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務

（※1）公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）

第三次・担い手3法を踏まえた改正

改正骨子

「〇〇法第〇条関係」：改正後の関連条項番号

1. 品確法改正への対応

○担い手確保

＜処遇改善・価格転嫁＞（品確法第7条、第8条関係）

- ・技能労働者の処遇改善（能力に応じた処遇確保等）
- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備（スライド条項の適切な運用等）

＜働き方改革・環境整備＞（品確法第7条、第27条、第30条、第31条等関係）

- ・週休2日工事の推進（工期・予定価格の適正設定等）
- ・施工時期の平準化に向けた関係部局連携の強化
- ・外国人などの多様な人材の確保に向けた環境整備
- ・国による休日・労務費等の実態把握 ・広報・啓発活動充実

○地域建設業等の維持（第7条、第8条、第21条関係）

- ・地域の実情を踏まえた適切な入札参加条件・規模の設定等
- ・災害対応力強化（保険加入促進・適正積算、復旧・復興JV活用等）

○生産性向上（第3条、第7条、第28条、第29条関係）

- ・ICT活用推進（データ引継、CCUS活用等） ・技術開発の推進
- ・発注関係事務におけるICT活用 ・新技術活用（VFM※・脱炭素化等）

※ Value For Money：金額に対し最も価値の高い資材等を活用するという考え方

○公共工事等の発注体制強化（品確法第7条、第22条、第23条関係）

- ・発注関係事務の実態把握、発注者に対する助言・支援
- ・維持管理における広域連携の推進

2. 建設業法等改正への対応

（建設業法第20条の2、第25条の27、第25条の28、
入契法第13条、第15条、第16条、第17条関係）

- ・円滑な価格転嫁に向けた環境整備^{【再掲】}（誠実な契約変更協議の実施等）
- ・技能労働者の処遇改善^{【再掲】}
- ・ICT活用推進^{【再掲】}（現場管理の効率化等）
- ・発注関係事務におけるICT活用^{【再掲】}（ICT活用による施工体制確認等）

3. 昨今の課題への対応

- ・時間外労働規制に対応可能な工期設定^{（※2）}
 - ・工期設定における猛暑日の考慮^{（※2）}
 - ・多様な人材の確保に向けた環境整備^{【再掲】}（快適トイレ等）
 - ・持続的な除雪体制の確保
- （※2）令和6年3月「工期に関する基準」の改定も踏まえた追加事項